

令和4年3月30日
(2022年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会
会長 直田 春夫

令和2年度参画と協働の取組状況の評価等について

西宮市参画と協働の推進に関する条例第18条に基づき、令和2年度の参画と協働の取組状況について、当評価委員会において評価した結果を下記のとおり報告します。あわせて、西宮市参画と協働の推進に関する条例のうち、参画に係る条文及び取組の検証に向けて検討を行いましたので、その結果を報告します。

記

I 参画の取組状況について

- 1 参画の評価にあたって
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について
- 3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

II 協働の取組状況について

- 1 協働事業の評価にあたって
- 2 協働事業提案手続にもとづく協働事業全般について
- 3 協働事業提案手続にもとづく個別の協働事業について

III 西宮市参画と協働の推進に関する条例の検証について

- 1 市政参画全般について
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）及び説明会等について
- 3 附属機関等について
- 4 政策提案手続・政策公募手続について

目次

I 参画の取組状況について

- 1 参画の評価にあたって.....1
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について.....1
- 3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について.....3

II 協働の取組状況について

- 1 協働事業の評価にあたって.....5
- 2 協働事業提案手続にもとづく協働事業全般について.....5
- 3 協働事業提案手続にもとづく個別の協働事業について.....6

III 西宮市参画と協働の推進に関する条例の検証について

- 1 市政参画全般について.....10
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）及び説明会等について.....10
- 3 附属機関等について.....11
- 4 政策提案手続・政策公募手続について.....11

評価報告書の作成経緯について

- 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 委員名簿.....13
- 2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 開催履歴.....14

I 参画の取組状況について

1 参画の評価にあたって

西宮市参画と協働の推進に関する条例（以下「条例」という。）において、参画とは「市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加すること」と定義されており、意見提出手続（パブリックコメント）や附属機関に関する取組、政策提案手続、政策公募手続など、様々な取組が規定されている。その中でも本委員会は、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントの実施案件について、評価・検証を行っている。

パブリックコメントは、説明責任を果たすためだけの制度ではなく、市民等に対して積極的かつ能動的な市政への参画を求めるといふ踏み込んだ制度である。その実施にあたっては、多くの市民等の関心が寄せられるように、多様な意見を踏まえて計画等の案を作成し、誰にでも読みやすく理解されやすい資料を配布するとともに、提出された意見に対して真摯に回答することが重要となる。本委員会は、西宮市において適切かつ効果的なパブリックコメントが実施されるように、第三者の視点から評価・検証を行うものであり、本委員会での評価結果及び各委員から寄せられた意見が市の今後の取組に生かされることで、西宮市における更なる参画の推進につながることを期待する。

2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について

令和2年度は、9案件において意見提出手続（パブリックコメント）が実施され、それぞれの案件では、素案の作成にあたり、各種調査やアンケート、ワークショップ、策定委員会での審議等も行われた。本委員会はそこから2案件を選定し、本委員会の評価基準にもとづき、各評価案件について、委員による評価項目ごとの評価（5～1点）及びその平均点に応じた総合評価（A～E）を行った。

2案件ともに手続きは適切に行われており、公表資料の見やすさなど評価できるポイントがいくつか見受けられた。一方で不十分と思われる点もあるため、個別案件の講評欄の記載内容を参考に、今後の改善につなげていただきたい。特にパブリックコメント以外の参画の取組については、実施に当たり、人的コスト、金銭コスト、時間的コストなど様々なコストが発生するため、コストパフォーマンスを上げながらどこまで機会を設けるかの検討を事前にしっかりと行う必要がある。例えば、市民の協力が必要な案件では、施行後の円滑な実施につなげるために、多様な手法を重ねて実施するなど、市民の納得が得られるような進め方が重要となる点にご留意いただきたい。

その他、参画の取組全体について、以下のとおり様々な意見が寄せられたため、今後の改善に向けて市において検討されたい。

- ・本委員会における評価について、評価対象として選定されなかった案件を含む全体評価をどのように行うかが今後の課題である。例えば、「参画の取組状況・自己評価書」に記載されている内容をもとに評価するという方法も考えられる。

- ・条例には市内部における参画協働の推進体制が明記されておらず、推進本部からの全庁的な働きかけや委員会における議論の内容を共有する仕組みが構築されていない。
- ・パブリックコメントを実施すべき案件がすべて実施されているか、実施されていない案件は存在しないかということ、市民協働推進課としてどのように把握していくかは今後の課題である。
- ・市民との情報の非対称性を解消するためには、市が積極的に情報を公開し、市民がそれについて学ぶという姿勢が必要になってくる。そこには市民に対する広報体制をどのように整備するかということが大きく関わってくる。
- ・「参画の取組状況・自己評価書」の広報の方法欄に、「記者発表等のメディアへの公表」の項目を追加してはどうか。メディアに取り上げられた実績も記載すれば注目度も分かる。コストをかけずに広報できるという利点もあり、評価の指標に含めることも考えられる。
- ・資料等について、見やすい文字の大きさ（12ポイント以上）やユニバーサルデザインフォントの使用など、高齢者への配慮が必要である。
- ・実施結果については、回答分類が一目で分かりにくいいため、表記や考え方の区別がつくように整理する必要がある。

<令和2年度意見提出手続実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	反映	今後の	その他
				件数	参考	意見
1	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について ～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～	150 人	329 件	24 件	66 件	239 件
2	西宮市生涯学習推進計画	44 人	105 件	12 件	62 件	31 件
3	西宮市自転車利用環境改善計画	10 人	17 件	1 件	7 件	9 件
4	西宮市性の多様性に関する取組の方針	34 人	56 件	4 件	21 件	31 件
5	西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画	8 人	20 件	1 件	11 件	8 件
6	西宮市障害福祉推進計画	12 人	22 件	2 件	9 件	11 件
7	にしのみや住宅マスタープラン	2 人	5 件	0 件	0 件	5 件
8	西宮市教育大綱の改定	15 人	58 件	18 件	20 件	20 件
9	西宮市都市景観形成基本計画改定	12 人	40 件	1 件	19 件	20 件
合 計		287 人	652 件	63 件	215 件	374 件

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいう。

※ 本委員会において、上表の1及び2の案件について評価を行った。

3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

1	名称	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について（素案） ～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～		
	担当課	美化企画課		
	案件概要	環境負荷を低減し持続可能な循環型社会への転換を進めていくことが求められる中、ごみの減量及び再資源化のさらなる推進のため、指定袋制度の導入及び分別区分の見直しについて基本的な考え方をまとめるとともに、条例の一部改正を行う。		
	評価	全評価項目の平均点	3.6点	総合評価 B
		評価項目	市民参画の機会確保・広報	
		パブリックコメントの公表資料	3.9点	
	実施結果	3.4点		
講評	<p>ごみは一人ひとりの生活に関わることであり、市民の関心が非常に高く、様々なデータを踏まえた質の高い意見が数多く寄せられている。公表資料についても、読みやすさや分かりやすさという点で多くの委員が高く評価した。</p> <p>本案件は、審議会以外の参画機会が設けられておらず、結論ありきの印象を受けたという意見が複数の委員から寄せられた。結果的に、指定袋のサイズを追加するという具体的な形での意見反映がなされた点は評価できるが、ごみ処理については市民の協力が必要不可欠であり、市民にとって納得のできる進め方が必要と考える。また、実施結果については、意見に対する回答に一部ずれがあったほか、複数の類似意見に対する一つの回答の中に異なる回答分類が混在しているなど、丁寧さに欠ける点が見受けられた。</p>			

2	名称	西宮市生涯学習推進計画（素案）			
	担当課	生涯学習企画課			
	案件概要	市民一人ひとりが生涯を通じて学び、学んだ成果や学びを通じた人のつながりが様々な活動に生かされ、支え合い、だれもが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりにつなげていくことを目指し、計画を改定する。			
	評価	全評価項目の平均点		3.6点	総合評価 B
		評価項目	市民参画の機会確保・広報	3.7点	
パブリックコメントの公表資料			3.4点		
	実施結果	3.6点			
講評	<p>アンケートや各種調査の実施、審議会での審議など、幅広い層から意見を聴く機会が設けられており、また、パブリックコメントの実施にあたり関係団体への資料配布や様々な施設での資料配架を行うなど、参画に対する強い意欲が感じられる取組となっている。実施結果についても丁寧に回答されている。</p> <p>一方、アンケート等の内容と結果が一部しか資料に掲載されていないが、これらは他団体でも活用できる貴重なデータであり、資料編として公表すべきであったと考える。公表資料については、全体としては見やすい形にまとめられているが、生涯学習を通じてまちづくりを推進していくという考えをもう少し前面に打ち出すべきであったという意見や、緑の色紙を使用した表紙は高齢者にとって見づらく、明るい未来を連想させる色の用紙を使用すべきとの意見が寄せられた。</p>				

II 協働の取組状況について

1 協働事業の評価にあたって

西宮市と地域活動団体、NPO 等団体、大学、企業等で実施する協働事業について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止を余儀なくされ、例年を大きく下回る97の実施にとどまった。また、条例第15条にもとづく協働事業提案制度（未来づくりパートナー事業）については、提案があった11事業のうち8事業が採択されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により3事業が中止となり、5事業の実施となった。

本委員会は、協働事業に関わる各主体が、以下のような視点を踏まえて事業に取り組むことで、適切かつ効果的な事業の実施が期待できるものとする。本委員会の評価結果が今後の事業実施に活かされることで、より適切で効果的な協働事業の実現につながることを期待する。

- ・事業目的の共有はもとより、現状認識・課題抽出・合意形成・事業コンセプトの決定というプロセスの共有を図ること。
- ・それぞれの強みや特性を生かすことができるように、あらかじめ双方協議のもとで役割分担を決定し、事業実施中は意思疎通を図りながら、対等な関係で事業実施に取り組むこと。
- ・お互いに自立した存在として事業を実施し、必要に応じてその他の地域団体や NPO ともつながるなど、その後の継続性や発展性も視野に入れて取り組むこと。
- ・事業実施後には、事業の成果や課題等について双方が振り返りを行い、その後のステップアップにつなげるとともに、第三者から見て事業内容や成果が分かりやすい報告書（アンケートや写真を交えたもの）を作成し、市民等に広く公開すること。

2 協働事業提案手続にもとづく協働事業全般について

令和2年度に実施された「未来づくりパートナー事業（自由提案型・テーマ設定型）」2事業について、各事業の協働事業報告書、自己評価書、収支決算書等の関連資料をもとに、評価基準にもとづく評価を行った。具体的には、評価基準に定める4つの項目（事業内容・協働・事業の成果・作成書類）について、各委員が5段階の評価を行い、全評価項目の平均点に応じた総合評価（A～E）を決定（B評価1件、C評価1件）したほか、各委員から寄せられた意見をもとに本委員会としての講評をまとめた。

未来づくりパートナー事業については、団体からの提案をそのまま事業化するのではなく、事業目的や実施方法、実施効果等について団体との綿密な事前協議を経て実施すべきである。提案内容にどれだけの付加価値をつけることができるかは、市側の手腕にかかっていると見える。また、最長で3年間の実施が制度上可能となっているが、どのようなスケジュールで事業効果を高めていくか、それに向けてどのように市と協働していきたいかを提案書に記載してもらうことや、事業で作成する配布物に協力団体や個人事業主の宣伝記事を掲載する際のルールについて検討や整理が必要と考える。

3 協働事業提案手続にもとづく個別の協働事業について

1	名称	室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！			
	提案者	能「西宮」を謡おう！実行委員会			
	担当課	文化振興課			
	事業概要	西宮をキーワードとした伝統文化や地域の歴史に親しみ知識を深めることを目的に、現在は上演されていない能の演目「西宮」をテーマとし、能の曲の一節を謡う「練習会」、曲の構成等を紐解く講演、練習会参加者が能楽師とともに謡う成果発表の場となる「講演・発表会」を開催する。			
	評価	全評価項目の平均点		3.8点	総合評価 B
		評価項目	事業内容	4.1点	
協働			3.7点		
事業の成果			3.7点		
作成書類	3.7点				
講評	市内で活動している芸術家と協働し、市民に体験の機会を提供する仕組みは非常に大切であり、多くの委員が事業内容を高く評価した。また、ご当地の古典芸能を再現し、市民がそれを体験することは、都市アイデンティティの面で大きな意味があり、海外にも強くアピールできる力を持っている。市の役割は限定的であるものの重要なポイントをおさえた協働が行われており、参加者向けのテキストも丁寧に作られているなど、全体的に高く評価できる取組である。アンケートについては、もう少し丁寧に実施すべきであった。				

2	名称	もうひとつの両親学級～2人で子育て、みんなで子育て～			
	提案者	特定非営利活動法人 a little			
	担当課	男女共同参画推進課・地域保健課・子育て総合センター			
	事業概要	出産や子育てにおける不安や負担の解消を目的に、出産を控えた夫婦が、ジェンダーの視点を持ちながら、産前産後の生活設計について考え、ともに学ぶ機会や、多種多様な行政サービスや相談窓口を知る機会を提供する。			
	評価	全評価項目の平均点		2.9点	総合評価 C
		評価項目	事業内容	3.3点	
協働			2.6点		
事業の成果			2.7点		
作成書類	3.0点				
講評	<p>出産を控えた夫婦が共に学ぶ機会を提供する本取組は、現代の社会的ニーズに合致した内容であり、参加者の満足度も高い結果となっている。配布資料やアンケートの集計結果についても丁寧に作成されている。</p> <p>一方、単発のイベントではなく継続的に実施すべき内容であると考えられることや、参加人数に対して事業費が高額であること、地域ではお金をかけずに子育て事業を実施していることから、事業効果や費用対効果という点では疑問が残る。また、市側の自己評価が低い点について、団体と十分な協議が行われなかったものと推察されるが、今回のように複数の課が関わる場合は、窓口となる課を一本化するなど、市内部の協働体制をしっかりと構築する必要があると考える。</p>				

【西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会】 参画の取組にかかる評価基準

評価項目	評価の視点例	点数
市民の参画機会の確保・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント以外の参画の取組を実施し、策定経過（策定委員会の名簿・開催履歴、アンケート結果等）を本編に記載している。 ・策定委員会を設置している場合、多様な意見が反映できる構成メンバー（公募委員など）となっている。 ・計画（条例）自体が、参画・協働を意識した内容になっている。 ・関係団体への資料配布、所定の場所以外での資料配架、市政ニュース以外の広報紙等への掲載など、積極的な広報に努めている。表紙のデザインや計画等のタイトルに、市民の興味を引く工夫が認められる。 ・その他、市民が参画しやすい手続きとなっている。多くの意見が提出されている。 	5～1
パブリックコメントの公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・文章が簡潔に記載されており、趣旨や論点が明確である。 ・内容が具体的（具体的な取組内容の記載、客観的な数値指標の設定、事業費の記載など）で、読み手にとって理解しやすい内容になっている。 ・表、図、グラフ、イラストを効果的に用いるなど、見やすい工夫が施されている。欄外等に用語説明がある。 ・本編の分量が適切である。（分量が多い場合は、概要版を作成している。） ・概要版には、本編の要点が分かりやすくコンパクトにまとめられている。 （または、本編への興味を引く内容になっている。概要版を見ただけでも意見を出せる内容になっている。） ・その他、公表資料に工夫が認められる。 	5～1
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・市の考え方が明確で、分かりやすく記載している。 ・一つひとつの意見に対して真摯（正面から向き合っている）かつ丁寧に回答している。 ・意見を踏まえた修正が行われるなど、一つひとつの意見を尊重し、意見を積極的に取り入れようとする姿勢がうかがえる。 ・素案を修正した場合、その理由が明確に記載されている。 ・その他の工夫が見受けられる。今後の参画につながる内容となっている。 	5～1

（5点） 他の模範となる取組である。

（4点） 適切で評価できる点の多い取組である。

（3点） 適切な取組である。

（2点） 一部改善や工夫の余地がある取組である。

（1点） 改善すべき点が多数見受けられる取組である。

【西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会】 協働の取組にかかる評価基準

評価項目	評価の視点例	点数
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や地域のニーズにあった内容である。社会的な課題をうまく捉えている。 ・ 事業内容と目的が整合している。 ・ 実施手法に先進的な工夫やアイデアが見受けられる。 ・ 積極的（効果的）な広報が行われている。 ・ 事業費の執行が適正である。予算額と決算額に大きな乖離が見受けられない。 ・ その他、事業内容や実施方法に評価できるポイントがある。 	5～1
協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案団体と市が協働して取り組む必要性の高い事業である。目的の共有が図られている。 ・ 提案団体と市の役割分担が明確かつ適切である。 ・ 提案団体と市との間で意思疎通が十分に図られている。 ・ 提案団体が単独で実施するよりも、市が協働することで、より大きな効果や成果が得られる事業である。 ・ 市以外の団体との連携が図られている。 ・ その他、効果的な協働が行われているなど、評価できるポイントがある。 	5～1
事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案時の課題を解決できている。目に見える具体的な成果を得ることができている。 ・ 多くの市民の参加を得ることができている。参加者の満足度が高い。 ・ 多くの市民や社会に良い影響を与えることができる（と期待できる）事業である。 ・ 事業費に対して十分な成果や効果が得られていると見込まれる。 ・ 今後の発展や継続が期待できる。他地域や他団体にとって、今後のモデルとなりうる事業である。 ・ その他、事業実施による一定の成果が認められる。 	5～1
作成書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたり作成したチラシは興味を引くものである。参加者向けの分かりやすい資料を作成している。 ・ 事業報告書は、評価者や第三者から見て、事業内容や成果が分かりやすく記載されている。 ・ 自己評価書が丁寧に作成されている。今後の課題を正確に捉えている。 ・ 予算の見積が適正である。評価者や第三者から見て、決算書が分かりやすく記載されている。 ・ その他、作成書類に分かりやすい（見やすい）工夫が見受けられる。 	5～1

(5点) 他の模範となる取組である。 (4点) 適切で評価できる点の多い取組である。 (3点) 適切な取組である。

(2点) 一部改善や工夫の余地がある取組である。 (1点) 改善すべき点が多数見受けられる取組である。

Ⅲ 西宮市参画と協働の推進に関する条例の検証について

令和3年度は、市が実施した市民意識調査、市職員アンケート及び他自治体の取組状況調査に加え、過去の取組状況をもとに、参画に係る条文及び取組に関する検証をテーマに議論が行われた。本委員会としては、現時点においては、条例第6条から第12条までについて条文を改正する必要性はなく、むしろ条例をいかに適切かつ効果的に運用していくかが重要であり、それが市民ニーズに応えることにつながっていくものとする。参画の各取組の効果的な運用に向けて、以下のとおり評価委員の意見をまとめたため、今後の改善策の検討にあたり参考にされたい。

なお、条例の検証については令和4年度も引き続き実施するため、この内容はあくまで本報告書の作成時点におけるものであることにご留意いただきたい。

1 市政参画全般について

市政参画の効率的かつ効果的な推進を図るためには、シチズンシップをいかに高めていくかが重要なポイントとなる。市政運営に関心を持ち、社会的責任を果たそうとする市民が増えていくことで、行政側もそれに反応して参画機会の拡大や充実を図っていくという好循環が生まれる。市長からの呼びかけがあれば、市民や市職員の意識も大きく変わるのではないかと考える。

また、過去のデータでは若い世代の市政参加が少ないという点について、選挙権が18歳以上に引き下げられたこともあり、今後は10代の人も市政を自らのこととして捉えていくことが重要となる。若い世代の人たちがそのような意識を持って市政に関わっていくことが、強力なシチズンシップの醸成につながっていくものとする。

2 意見提出手続（パブリックコメント）及び説明会等について

市職員アンケートにおいて、「パブリックコメントで意見をたくさんいただくほど業務量が増える」、「職員の負担軽減についても十分考慮すべき」という意見があった点について、市民から多くの意見を集め、市民の意見を計画等に反映することに対して、市職員のモチベーションを高めるための運営の仕方が必要と考える。

次に、市民意識調査において、市政への参加方法として「アンケートに答える」を選択した人が突出して多かった点について、市民にとって市政参画は敷居が高いと感じている可能性が考えられる。参加の敷居を下げるためには、市民と市職員がコミュニケーションを図る機会（懇話会、ラウンドテーブルなど）を設けるなどの工夫が必要である。さらに、そのような場に「ワクワク感」や「楽しさ」が加われば、市民参加や交流が盛んになり、また、その中から開発的な展開が生まれてくることで、市職員がやりがいを見出し、市民にとっては意見交換したことが形になっていくことを実感・体験できるという流れが生まれてくる。

さらに、市政に参加したいという思いは様々であり、市政参画にも様々なレベルがある。アンケートも参画の一つの形態であり、これを「積極的でない」と捉えるのではなく、「効果的なものに変えていく」という考え方が必要である。「意見を述べる」という行為は市民にとってハードルが高く、まずは説明会等の機会を通じて市の取組を知ってもらうなど、「こういう形なら

参加できる」「これなら参加してみたい」というような思いに、うまくマッチングする参加方法を提供していくことが重要である

3 附属機関等について

公募制について、約 60%の機関が「高度の専門的事項」を理由に公募制を導入していない点について、高度な専門性の中にも様々なレベルがあり、整理して進めていくことが必要と考える。数年のスパンで異動のある市職員が対応している内容であれば、市民も事前に学習することで十分に議論についていけるのではないかと。そのような学習の場としての役割を担うのが、公民館等での生涯学習である。例えば、都市計画の勉強会や福祉の現状・あり方に関する講座開催など、市政に関する内容や課題について学ぶ機会を積み重ねていくことで、市民の理解が深まり、さらに勉強しよう、市政に参画しようという動機づけにつながるものと考えられる。

また、会議については、会議が公開されなければ市民は参加することができず、開催情報を事前に公表しなければ市民は参加のしようがない。条例を適切に運用することで、附属機関等の有効活用や大きな活躍が期待できる。

さらに、市の情報発信及び情報公開について、市のホームページには様々な情報が掲載されているが、一方で情報過多により必要な情報が埋もれてしまうという側面もある。附属機関等の会議の開催予定や公募委員の募集については、他市事例にあるように一覧としてまとめられたポータルサイトのようなものがあれば、市民にとって非常に便利である。また、情報公開については、市民が何かを判断をする際に、判断するための材料の有無が重要になるからという意味での情報公開と、最後にたどって検証可能になるという意味でのアーカイブとしての情報公開がある。それらすべてを情報公開としてひとくくりにするのではなく、取組ごとにより良い情報公開の形を考える必要がある。附属機関等についてはいずれの意味においても情報公開が必要であり、今後は条例に規定されている議事録に加え、会議資料も公開すべきと考える。

なお、無目的に市のホームページへアクセスする人はほとんどおらず、何らかの問題の解決や手続きの情報を取得するという目的を持ってホームページにアクセスする人が多い。そのため、目的以外の情報にはたどり着きにくい。ホームページにさえ掲載すればいいという考え方は、市民の姿を見えなくさせる、あるいは市の活動を見えなくしてしまうこともあるため、ホームページに過度な期待を置くのではなく、LINE などの市民が受け入れやすく、かつ、気軽に見てもらえる発信ツールの効果的な活用について検討が必要である。

4 政策提案手続・政策公募手続について

政策提案手続と政策公募手続は、市民参画の段階で言うと最終的な段階に位置付けられるものであり、非常に先進的な仕組みである。西宮市においてシチズンシップの高まりや生涯学習の推進が十分に図られたときに様々な提案が出てくることを期待して、このような手続が条例に規定されたものと思われる。現状では手続が機能しているとは言えないが、条文をなくすことは考えられず、この条文をいかに活用していくかをしっかりと考え取り組んでいくことが重要である。

まずはこれらの手続きを広げていくことが大事である。採択された案件の提案内容や議論の

内容を周知することが、市民にとって提案を検討する際の参考になると同時に、制度自体の認知度向上にもつながる。それに加えて、10人以上の連署を要件としている点を踏まえ、それに対応した市民像や提案しやすい方法、行政として組織力をもった市民への対応の仕方についての検討が必要である。例えば、市民による議論が政策提案として形になるという見込があれば、市としてそれに対するフォローアップや伴走の仕方を考える、協働事業において政策的な視点で取り組んでいる団体を育てていく、協働事業提案制度とうまくリンクさせるなど、制度を充実させていくような動きも必要ではないか。様々な関心や関わりがある市民に対して、それぞれに応じた力点の置き方を考えていく必要がある。

評価報告書の作成経緯について

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 委員名簿

《～令和3年7月31日》

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長
副会長	梶 泰享	市内で活動する団体	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	岡本 孝子	市内で活動する団体	西宮コミュニティ協会常務理事
委員	中西 一人	市内で活動する団体	NPO と行政との協働会議
委員	荒木 信夫	市民	公募市民
委員	福田 章	市民	公募市民

《令和3年8月1日～》

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長
副会長	関 嘉寛	学識経験者	関西学院大学社会学部教授
委員	西明 直子	市内で活動する団体	西宮コミュニティ協会専務理事
委員	清水 明彦	市内で活動する団体	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	廣田 瑞穂	市内で活動する団体	NPO と行政との協働会議幹事
委員	荒木 信夫	市民	市民委員
委員	江草 訓淑	市民	公募市民
委員	岸岡 裕昭	市民	公募市民

2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 開催履歴

回	開催日	主な内容
第1回	令和3年7月27日	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度の参画の取組の検証について・令和2年度の協働の取組の検証について
第2回	令和4年2月8日	<ul style="list-style-type: none">・「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の検証の進め方について・参画に係る条文及び取組に関する検証について